

令和5（2023）年度
包括外部監査結果報告書
（概要版）

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

令和6（2024）年2月

川崎市包括外部監査人

公認会計士 小俣雅弘

目次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査人及び補助者	1
5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間	2
6. 主な監査要点	2
7. 主な監査手続	2
8. 「監査の結果」と「意見」	3
9. 利害関係	3
II. 監査の結果及び意見（総論）	4
1. 監査の結果及び意見の概要	4
2. 監査人の所見	8
3. 総括的意見	8
III. 監査の結果及び意見（各論）	16
1. 監査の結果及び意見（各論）の概要	16
2. 結果及び意見	22

1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

3. 事件を選定した理由

地方公共団体が行う業務委託は、民間企業のみならず非営利団体や市民団体等多くの相手方と契約がなされ、また、業務の内容は、多岐にわたっており、業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段となる。

川崎市においても「行財政改革第 3 期プログラムに基づく行財政改革の推進」の「取組 1.社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築 ウ.市民サービスの向上に向けた民間活用の推進」において、「民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組の推進」が記載されている。また、民間活用（川崎版 P P P）推進方針が作成されており、行財政改革の視点に留まらず、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現、資産マネジメントといった視点からも積極的な民間活用が必要とされている。

このように多くの業務委託が行われている中で、業務委託における財務事務の執行は重要であり、業者の選定手続、契約手続における合規性、透明性が確保されているか、業務委託による効果について、当初予定した行政目的を達成しているかの検証は行われているかといった点は積極的な民間活用を推進する川崎市の行財政運営における重要なポイントであり、包括外部監査のテーマとすることは有用であると考えた。

以上から、業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化を特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	小俣 雅弘	公認会計士
補助者	板垣 宏一郎	公認会計士
同	歌 夏子	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	鶴見 尚毅	公認会計士
同	佐々木 智弘	公認会計士
同	山本 夏海	公認会計士
同	疋田 翔	公認会計士

5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間

(1) 対象部署

公営企業である交通局、上下水道局及び病院局は対象外にした上で、委託支出命令額、契約方法、委託業務の内容を考慮し、対象部署を選定した。

(2) 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）を対象とした。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

(3) 実施期間

令和5年7月1日から令和6年1月22日まで

6. 主な監査要点

包括外部監査の主な監査要点は以下のとおりである。

- ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすることができるが、財務規則及びガイドラインに基づき選定しているか。
- ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか。
- ・ 1つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性があるか。
- ・ 入札方式に変更し委託料圧縮を図れる随意契約はないか。
- ・ 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ・ 契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に行われているか。
- ・ 委託契約の支払条件は妥当か。
- ・ 委託料は契約どおりに支払われているか。
- ・ 委託業務の履行確認の後支払いが行われているか。
- ・ 再委託の際に、契約事務規則等で定める必要な手続が行われているか。
- ・ 委託の効果について、事後の検証が行われているか。

7. 主な監査手続

- ・ 委託契約に関する決裁文書、委託契約書、委託仕様書等の閲覧
- ・ 競争入札に関する資料の閲覧
- ・ 随意契約理由書の確認

- ・ 委託料について、積算基準及び積算根拠資料等との照合
- ・ 委託成果品の検査及び履行確認の状況について、委託先からの報告書及び検査確認書等の閲覧
- ・ 委託料の支払いに関する資料の閲覧

8. 「監査の結果」と「意見」

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

9. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の概要

監査対象の委託業務の抽出にあたっては、公営企業である交通局、上下水道局及び病院局は対象外にした上で、委託支出命令額、契約方法、委託業務の内容を考慮し、監査対象となる委託業務を抽出した。

その結果、監査対象とした委託業務数は全部で 223 件であり、また、監査の結果、発見された指摘の数は 28 件、意見の数は 29 件となっている。（（1）監査対象の委託業務数、指摘及び意見の数 参照）

また、指摘及び意見について、その内容から 5 つに分類し、集計している。（（2）指摘及び意見の分類 参照）

（1）監査対象の委託業務数、指摘及び意見の数

対象部署		委託業務数	指摘の数	意見の数
総務企画局	都市政策部企画調整課、コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課、人事部人事課、人事部職員厚生課、情報化施策推進室、デジタル化推進室、公共施設総合調整室、シティプロモーション推進室、都市政策部広域行政担当	17	0	0
財政局	税務部税制課、財政部財政課、財政部資金課	9	0	0
市民文化局	市民生活部戸籍住民サービス課、市民生活部企画課、コミュニティ推進部区政推進課、コミュニティ推進部協働・連携推進課、市民スポーツ室、市民文化振興室、パラムーブメント推進担当、岡本太郎美術館	15	2	10

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
経済労働局	公営事業部総務課、経営支援部経営支援課、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、産業政策部消費者行政センター、観光・地域活力推進部、都市農業振興センター農業振興課、農地課、イノベーション推進室	27	3	6
環境局	施設部処理計画課、生活環境部収集計画課、環境対策部環境保全課、環境対策部環境対策推進課、脱炭素戦略推進室、環境総合研究所	16	1	1
健康福祉局	医療保険部医療保険課、生活保護・自立支援室、総務部保健福祉システム課、保健医療政策部健康増進担当、新型コロナウイルスワクチン調整室、地域包括ケア推進室 障害保健福祉部障害者施設指導課、総務部施設課 障害保健福祉部障害福祉課	24	0	3
こども未来局	こども支援部こども家庭課、子育て推進部保育対策課、保育事業部保育第2課、児童家庭支援・虐待対策室、総務部企画課、こども家庭センター	15	2	2
まちづくり局	施設整備部施設計画課、住宅政策部住宅整備推進課、指導部宅地企画指導	16	1	0

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
	課、市街地整備部防災まちづくり推進課、市街地整備部地域整備推進課、計画部都市計画課			
建設緑政局	緑政部みどりの管理課、緑政部みどりの保全整備課、緑政部みどりの事業調整課、道路河川整備部施設維持課、道路河川整備部道路整備課、等々力緑地再編整備室、自転車利活用推進室	15	1	0
港湾局	川崎港管理センター港湾管理課、港湾経営部経営企画課、港湾振興部誘致振興課	10	0	0
川崎区役所	道路公園センター管理課 地域みまもり支援センター地域ケア推進課、まちづくり推進部生涯学習支援課、まちづくり推進部地域振興課	11	1	0
中原区役所	道路公園センター管理課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、まちづくり推進部生涯学習支援課、まちづくり推進部地域振興課、まちづくり推進部企画課、まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター衛生課	10	1	2
消防局	警防部救急課、警防部指令課、警防部航空隊、総務部施設装備課	14	15	4

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
教育委員会事務局	学校教育部指導課、支援教育課、職員部給与厚生課、総務部庶務課、健康給食推進室、教育環境整備推進室、総合教育センター総務室、総合教育センター情報・視聴覚センター、生涯学習部中原図書館、生涯学習部多摩図書館、生涯学習部麻生図書館	24	1	1
合計		223	28	29

(2) 指摘及び意見の分類

	再委託関係	情報資産の管理	予定価格の適正な算定	随意契約関係	その他	合計
指摘	2	20	1	0	5	28
意見	0	1	10	8	10	29

2. 監査人の所見

今回の包括外部監査においては、川崎市が業務委託という重要な民間活用を、今後も効果的、効率的に推進していくために、有用な改善提案や助言ができればと考え、業務委託をテーマに監査を実施したところである。

監査を実施した結果、業務委託の財務事務が規則、市のガイドライン等に準拠しているかという合规性の点では、確認したサンプルの範囲では重要な問題は生じていない。しかしながら、再委託における手続、情報資産の管理といった委託業務における重大なリスクへ発展する可能性が高い課題が発見されている。

今後、川崎市がさらなる民間活用を推進し、業務の効率化及び行政サービスの向上を進める目的のために、このような課題が重大なリスクとならないよう、リスクを予防・発見する仕組みの強化による改善は重要と考える。また、民間活用を推進する上では、民間活用の効果検証を実施し、民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させることが重要と考える。

そのため、個々の委託案件における課題については、「監査の結果と意見（各論）」に記載しているが、総論においては、そのような再委託における手続、情報資産の管理といった重大なリスクへ発展する可能性が高い課題への対応や民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させる全庁横断的な仕組みの構築を含めた改善提案を中心に総括的意見として記載している。

3. 総括的意見

(1) 再委託について【意見】

委託業務の内容によっては、委託先のみでは業務遂行が困難なものもあり、委託先がさらに業務を委託する、再委託が行われる場合もある。再委託は委託業務を遂行するうえで必要不可欠な場合もあり、これを制限することは、川崎市が今後も推進する民間活用の促進を阻害する可能性がある。

他方、業務委託契約において、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に再委託することについては、再委託先の能力不足により業務の履行が遅延する、あるいは履行が完了しないリスクがあり、問題が起きたときの責任の所在が曖昧となる可能性もある。さらに、再委託先からの情報漏えいのリスクも考えられる。

そのため、川崎市では川崎市委託契約約款（標準約款）第5条において、再委託は原則として禁止する旨が規定されている。ただし、業務の主要な部分ではない業務（附随的な業務、補助的な業務）の再委託については、やむを得ない合理的な理由がある場合に限り例外として認められている。

川崎市委託契約約款

(再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

今回の包括外部監査では、事前の承諾なく再委託されている案件が見受けられた。上述のとおり、再委託については再委託先の能力不足により業務の履行が遅延する、あるいは履行が完了しないリスクがあり、再委託された契約が特命随意契約であった場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じることになる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を検討する必要がある。

また、再委託を求める場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、商号、氏名、再委託をする業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を委託先に提出してもらい、①再委託を行う合理的理由、②再委託の相手方の履行体制及び実績、③その他必要と認められる事項を審査し、適当と認められる場合に承諾するという、事前の承諾が必要であることが財政局契約課で作成した「契約事務の手引き」において記載されている。

委託先に提出してもらった「再委託の相手方の住所、商号、氏名、再委託をする業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面」については再委託申請書として参考様式が定められているが、当該申請書の「再委託して処理する内容」の記載について、具体的に仕様書のどの部分が再委託されているか分かりにくい記載が散見された。委託契約約款第5条第1項では「受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。」旨が規定されている。業務の全部又は業務の主要な部分が委託されていないことを再委託の決裁者が判断する上でも「再委託して処理する内容」の記載の充実を図ることは重要であると考え。例えば、再委託申請書の参考様式を修正し、「再委託して処理する内容」について仕様書等に照らして、より具体的な記載となるような工夫を検討する必要がある。

さらに、これらの対策については、各局において漏れなく実施されるよう、契約事務の手引き等に記載し周知することを検討する必要がある。

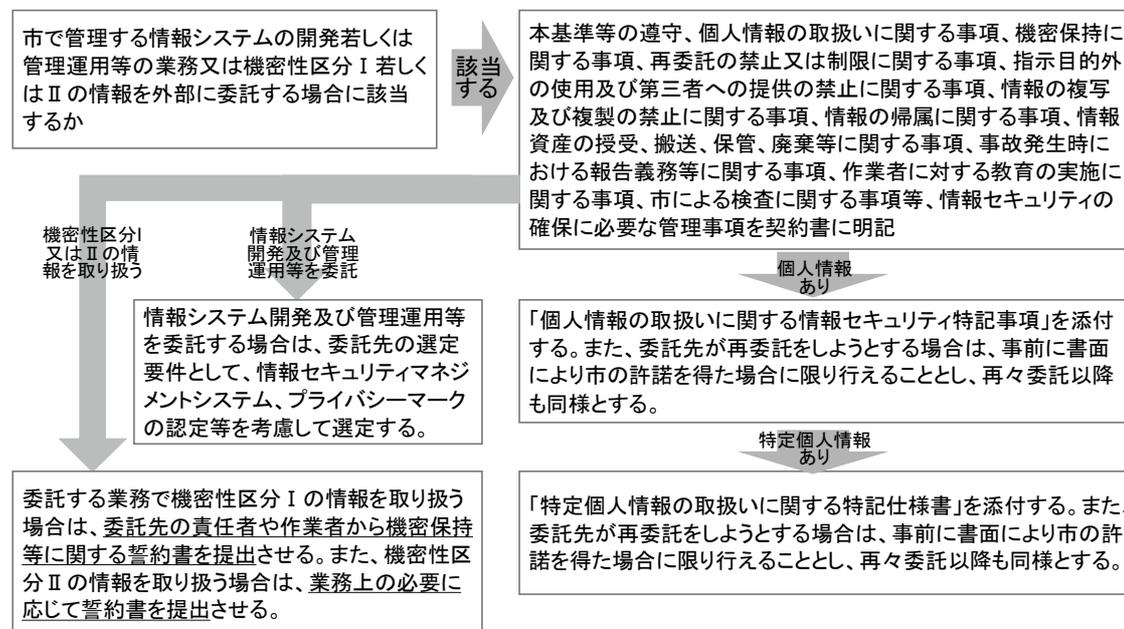
(2) 情報資産の取扱いに関する運用方法の明確化について【意見】

委託契約の内容によっては、機密性がある情報や個人情報等を委託先に提供する必要性があり、このような機密情報や個人情報等が委託先あるいは再委託先から流出した場合、市に多大な影響を与えるとともに、民間活用の推進も停滞する可能性がある。一方で厳格すぎる情報資産の取扱いは委託契約における財務事務の執行を非効率なものとする可能性がある。

そのため、情報漏えい等のリスクとそれを防止するための手続の効率性を勘案し、委託業務における情報資産の取扱いに関する運用方法を明確化することが重要と考える。

川崎市情報セキュリティ基準（以下「セキュリティ基準」と言う。）では、川崎市で管理する情報システムの開発若しくは管理運用等の業務又は機密性区分Ⅰ若しくはⅡの情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の管理方法について規定している。

具体的な管理方法を示すと以下のとおりである。



また、業務委託における情報資産の管理については、安全管理体制及び安全管理方法に関する業者からの書面の提出、情報の貸与、返却、廃棄についての受渡票等の作成、委託業者が機密性のある情報を複写及び複製していないことの書面による確認がセキュリティ基準で定められている。

川崎市情報セキュリティ基準 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導

イ 情報システムの開発又は管理運用等を委託する場合は、委託業者に委託業務遂行過程における安全管理体制及び安全管理方法について、委託前に書面により提出させるとともに、提出した書面に基づき、業務遂行過程においても、遵守状況を把握する。

エ 情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票

等の書類により行う。

オ 情報管理責任者は、委託業者が受託業務に関し、機密性区分 I 又は II の情報を保有している場合は、委託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならない。この場合、受渡票等の書類により行う。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

このように業務委託において情報資産が適切に扱われず、情報漏えい等の事故が生じないようセキュリティ基準で情報資産の取扱いが規定されているが、今回の包括外部監査で抽出した委託業務において情報資産の管理について規定に従った取扱いと言えるのか判別できず、運用方法について整理した方がよいと思われる取扱いが見受けられた。

具体的には、情報資産を貸与する場合の受渡票等の書類の作成についてであるが、セキュリティ基準では、上記のとおり「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分 I 又は II の情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行う。」と規定されている。実際にどのようなものが受渡票等に該当するのか、デジタル化施策推進室にヒアリングしたところ、どのようなデータを受け渡しているかを正確に記録するためのものであり、紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとのことであった。

しかしながら、今回の包括外部監査で抽出した委託業務では受渡票は作成せず、受渡の記録としてメールによって代替しているものがあり、さらに当該メールの記録については、委託業務完了後に削除しているケースもあった。これは受渡票の様式が職員に認知されていないことが原因のひとつであるため、制度所管課において受渡票の様式等について定期的に周知を図ることが望ましい。

また、セキュリティ基準で定めた事項について、実際の実務上の運用において、どこまでの手続きをもってセキュリティ基準が遵守されていると言えるかは、実際に行われている手続きによって、情報資産を安全に管理運用及び利用するという目的が達成されているかによると考える。そのため、実際の実務上の運用を明確にし、全庁横断的に周知し管理徹底することの検討が望まれる。また、運用方法の明確化により、情報資産の管理に関する手続きをより効率的に実施できる可能性もあり、委託契約における財務事務の執行の効率化の点からも運用方法の明確化は有用と考える。さらに、情報漏えい等の事故が絶えず生じている昨今の状況においては、情報漏えい等のリスクを事前に防止する必要があり、セキュリティ基準で定めた情報資産の取扱いが徹底されているか、川崎市全体でのモニタリングを徹底することを検討することが望まれる。

(3) モニタリング対象の検討について【意見】

委託業務に対するモニタリングは、今回の包括外部監査のテーマである委託業務による

民間活用の効果検証を実施し、民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させるために、重要かつ必要な手続きであり、効果的な民間活用を進める上で欠かせない手続きであると考えます。

「VI. 川崎市における委託業務のモニタリング」で記載したとおり、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針（2020 年 3 月）」に基づき実施される民間活用手法のモニタリング等については、個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は事業所管課が行い、その検証結果等が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認する仕組みとしている。

実際の運用では、個別のモニタリング等を事業所管課が行い、その検証結果等を制度所管課が確認する仕組みの対象となっているのは、P F I 事業、指定管理者制度適用事業であり、個々の委託業務については、個別のモニタリング等を事業所管課が行っているが、その検証結果等が適切であるかを制度所管課が確認する仕組みの対象に含まれていない。

仕組みの対象には含まれていない委託業務でも、金額的に重要性があったり、複数年度の契約が締結されていたり、同じ業者への随意契約が長期に渡って行われているなど、委託業務の効果検証及び課題把握について、市全体の委託業務に関して横断的かつ定期的に制度所管課が確認した方がよいと思われる案件が含まれている可能性がある。特に民間活用による業務効率化といった効果の検証については、所管課だけでなく、制度所管課が第三者視点で評価を行うことは、評価が所管課による自己評価で完結することなく、委託業務に関する効果の検証における評価の客観性が保持され、モニタリングの精度を高める点からも重要である。

そこで、上記のモニタリング等の仕組みに含める範囲について、例えば、①プロポーザル方式で事業者を選定した業務、②長期継続契約、③単年度契約の委託業務のうち、3 年以上同一業者を継続して指定をしている随意契約について、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針（2020 年 3 月）」を参考にしたモニタリング等の仕組みの構築を検討することが望まれるが、業務負担等を考慮すると、実行するためには新たな体制整備が必要になることもあり、まずは契約別のデータ分析や公表に向けた取組について検討されたい。

(4) 委託料を契約単位で把握できる仕組みの必要性について【意見】

委託は、市の歳出に与える影響も大きく、民間活用による効率化、行政サービスの質の向上という面からも重要な手段である。そのため、委託料の契約単位別の情報が容易に取得可能であれば、それを集計することで局別、あるいは部・課別の委託金額や契約方法を容易に把握でき、監査の際の個別検討対象の把握等に役立てることが可能と考える。さらに「VI. 川崎市における委託業務のモニタリング」でも記載したとおり、独立行政法人においては調達等合理化計画のもと、委託業務についても調達の全体像を把握したうえで随意契約の見直しの検討といった調達等合理化の取組が行われ、契約方法別の金額等についても公表している。今後、このような取組を川崎市でも進めていくことの検討が、民間活用としての委

託を効果的、効率的に推進するにあたり必要と考えられ、契約方法別の前期比較といった現状分析を容易に行える仕組みを取り入れることは有用であると考え。

また、現状、川崎市は随意契約の公表について、地方自治法施行令第167条の2第1項3号、4号に該当する契約のみを公表しているが、行政の説明責任を果たし、契約の透明性、公平性の確保に資するため、他の随意契約も公表している団体もある。今後、民間活用としての委託を推進していくにあたり、契約の透明性、公平性の観点から、随意契約の公表範囲を拡大していく取組の検討を川崎市でも進めていくことが望まれる。そのためにも、契約方法別の情報を容易に取得できる仕組みの構築について検討することは有用と考える。

しかしながら、現在の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握する場合や、局別の委託料を把握する場合も、一定の加工・集計作業が必要となり、非効率であり、上述のような委託業務のモニタリングや随意契約の公表への対応が必要となった場合でも直ちに対応することは困難である。

今回の包括外部監査では、委託料の支出額を集計することで契約単位の委託料を算出した。具体的には財務会計システムの支出伝票データの件名欄に記載の名称（例：川崎市市税収納代行事務委託業務（5月分））から委託内容を把握し、支出額を集計することで契約額を把握した。この方法は委託先への支払が1回の場合には集計する作業は不要であるが、例えば契約上、委託料が毎月分割で支払うことになっている場合等、委託料が複数回で支払われている場合、集計作業が必要である。

このように委託料の支出額を集計し、契約金額を把握することで、監査に必要なサンプル抽出のための母集団の作成や、部局別の委託金額や個々の委託に関する契約方法を把握した。

以上のように一定の加工・集計作業を行えば、委託料を契約単位別に把握することも可能であるが、この方法は集計作業に時間を要し、また集計誤りが発生する可能性もあり、恒常的な仕組みとすることは非効率である。そのため、例えば川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランの取組に合わせて、将来的には、財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で容易に把握できる仕組みを検討することが必要と考える。

(5) 予定価格の適切な算定について【意見】

予定価格は予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要なものである。そのため、予定価格は競争入札、随意契約といった契約方法の種類を問わず作成されるものであり、川崎市が民間活用による委託化を効果的、効率的に推進していくにあたり、契約金額を決定し適正な契約を行うためにも、予定価格の適正かつ客観的な金額の設定が不可欠である。

川崎市契約規則では予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適

正に定めるとされている。

川崎市契約規則

(予定価格の決定方法)

第 14 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする

このように、予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要となるが、今回の包括外部監査のサンプルの中で、予算策定時に業者から入手した参考見積書の金額がそのまま予定価格として使用されているケースが見受けられた。また、そのまま予定価格として使用されていない場合でも、1者からの参考見積書を基礎に予定価格を算定しているケースも見受けられた。

川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであることを考慮し、民間活用手段である委託契約の透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、予定価格の決定方法の精緻化が求められる。具体的には、予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めると規定している契約規則に基づき、参考見積書の価格をそのまま予定価格として使うのではなく、参考見積書をベースに契約規則で定める視点を考慮して積算を行うなど、予定価格の積算の精度を高めることが必要と考える。また、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精度を高めることについても必要と考える。

(6) 随意契約ガイドラインについて【意見】

地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項において、地方自治体の契約方法は、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の 4 つの方法とし、一般競争入札を原則として、それ以外は一定の場合に限り認められることとしている。

特に随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合のみに認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない。

そのため、川崎市においては、各局において契約事務を適正に執行するため、財政局資産管理部契約課が随意契約ガイドラインを作成し、例外的な契約方法である随意契約につい

での標準的な解釈・指針を示している。

このようなガイドラインは基準等の解釈・指針であり、基準等では明確に示されていない運用方法が記載されており、民間活用の手法である委託を効果的、効率的に推進していくにあたり、実務上、重要な指針であると言える。仮に基準は整備されていても、ガイドラインの記載が不明瞭な場合、運用がうまくいかず誤りが生じるリスクもある。そのようなリスクを防止するため、統一した運用方法が記載されたガイドラインの存在は重要であると考えられる。

今回の包括外部監査では、財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドラインとは別に、局独自に作成されたガイドラインが存在することが判明した。具体的には、まちづくり局の「委託等業務審査委員会付議案件における随意契約ガイドライン」である。随意契約は、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくく、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、最も厳格に取り扱う契約形態である。局独自のガイドラインと市全体のガイドラインとの間で記載が相違する部分があることに起因して、随意契約の判断に影響を与える可能性があるため、独自のガイドラインを制定している場合は、最新のガイドラインと整合しているか各局が確認を徹底するとともに、独自のガイドラインについては、本当に必要性があるのかについても随時検討することが望ましい。また、制度所管課についてもガイドラインを更新する際は、局独自のガイドラインが存在することに留意して、内容の相談等に対応しながら、更新内容が徹底されるよう周知を工夫されたい。

Ⅲ. 監査の結果及び意見（各論）

1. 監査の結果及び意見（各論）の概要

「Ⅶ.監査の結果及び意見（総論）」に記載したとおり、監査対象とした委託業務数は全部で223件であり、監査の結果、発見された指摘の数は28件、意見の数は29件となっているが、指摘、意見の対象となった委託業務の件名及び内容をまとめると以下のとおりである。

指摘及び意見の内容

対象部署	指摘	意見	件名	分類	項目
市民文化局	○		プラチナ音楽祭2022運営業務委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
市民文化局	○		プラチナ音楽祭2022運営業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡しに関する証憑の保管について
市民文化局		○	プラチナ音楽祭2022運営業務委託	その他	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
市民文化局		○	岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託	その他	契約方法の統一について
市民文化局		○	川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託	予定価格の適正な算定	積算根拠過程の文書化について

対象部署	指摘	意見	件名	分類	項目
市民文化局		○	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託	その他	業務完了届の統一について
市民文化局		○	令和4年度若者の参加促進事業実施委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	令和4年度若者の参加促進事業実施委託	随意契約関連	参加意向申出書の提出期間について
市民文化局		○	令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
経済労働局		○	川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託	情報資産の管理	機密保持等に関する誓約書の入手について
経済労働局	○		農商工等連携推進事業実施委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について
経済労働局	○		令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて
経済労働局		○	川崎競輪開催業務等包括委託業務	その他	広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について
経済労働局		○	令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
経済労働局		○	川崎市消費生活相談員業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
経済労働局		○	川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
経済労働局		○	川崎市生活文化会館	随意契約	一者応募の改善について

対象部署	指摘	意見	件名	分類	項目
			管理運営委託	関連	て
経済労働局	○		川崎じもと応援券（第2弾）発行運營業務	情報資産の管理	情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について
環境局		○	王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託	その他	決裁文書へ添付する資料の誤りについて
環境局	○		令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）	予定価格の適正な算定	積算根拠資料の記載誤りについて
健康福祉局		○	基幹相談支援センター運營業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）	その他	変更契約の締結時期について
健康福祉局		○	川崎市自立支援センター日進町管理運営委託	その他	選考委員会設置要綱の改定について
健康福祉局		○	令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託	予定価格の適正な算定	予定価格の積算根拠の検証について
こども未来局	○		おなかま保育室事業委託契約	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
こども未来局		○	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託	予定価格の適正な算定	過去の実績を基礎とした予定価格の算定について
こども未来局		○	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託	随意契約 関連	一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について
こども未来	○		子育て世帯への臨時	その他	特定業務委託契約にお

対象部署	指摘	意見	件名	分類	項目
局			特別給付金事務処理センター業務委託		ける台帳の未入手について
まちづくり局	○		川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託	その他	借用書の返納時欄の記載漏れについて
建設緑政局	○		自転車等保管所管理運営業務委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
川崎区役所	○		令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
中原区役所	○		令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託	その他	書類の名称誤りについて
中原区役所		○	令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託	その他	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
中原区役所		○	なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託	その他	変更契約の締結時期について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	再委託関係	再委託の事前申請について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付もれについて
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		ヘリコプター2号機	再委託関係	再委託の事前申請につ

対象部署	指摘	意見	件名	分類	項目
			の1,750時間定期整備業務委託	係	いて
消防局	○		ヘリコプター2号機の1,750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
消防局	○		ヘリコプター2号機の1,750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		ヘリコプター2号機の1,750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(A S 3 6 5型)業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(A S 3 6 5型)業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(B K 1 1 7)業務の委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(B K 1 1 7)業務の委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局		○	消防業務用無線機(陸上移動局)その1保守点検業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
消防局		○	消防業務用無線機(陸上移動局)その3保守点検業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
消防局	○		川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		川崎市応急手当普及	情報資産	情報資産の受渡管理に

対象部署	指摘	意見	件名	分類	項目
			啓発活動事業に関する業務委託	の管理	について
消防局	○		川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	その他	委託業務完了届の記載誤りについて
消防局		○	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	随意契約 関連	一者応募の改善について
消防局		○	A Iを活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託	予定価格 の適正な 算定	複数業者からの参考見積書の入手について
教育委員会 事務局		○	学校小荷物専用昇降機保守点検業務	その他	最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について
教育委員会 事務局	○		川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）	その他	委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

2. 結果及び意見

監査の結果、発見された指摘と意見の詳細については以下のとおりである。

対象部署	市民文化局 市民文化振興室
業務委託名	プラチナ音楽祭2022運営業務委託
指摘	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
内容	<p>川崎市情報セキュリティ基準の9 業務委託業者の管理(2) 委託業者への確認及び指導には以下の記載がある。</p> <p>カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。</p> <p>当該委託業務では機密性区分Ⅰ又はⅡの情報があるが、情報の複写及び複製をしていないことについて、書面による確認は行われていない。</p> <p>情報セキュリティ基準にもとづき書面による確認を行う必要がある。</p>

対象部署	市民文化局 市民文化振興室
業務委託名	プラチナ音楽祭2022運営業務委託
指摘	情報資産の受渡しに関する証憑の保管について
内容	<p>個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項の第11条によると、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等で確認することとなっている。また、川崎市情報セキュリティ基準の9 業務委託業者の管理(2) 委託業者への確認及び指導では「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行う。」旨が規定されている。</p> <p>当該委託業務で委託業者に提供した情報は機密性区分Ⅰに該当し、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等を作成する必要があるが、受渡票等は作成されていない。この点、情報資産はメールでの提供のため、メールの記録が情報資産の受渡しの記録になっているとのことであった。ただし、業務完了後は当該メールを削除しており、記録が残っていない。</p> <p>情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票(表形式)として管理されていることが望ましいとされていることから、受渡票を作成し管理する必要がある。</p>

対象部署	市民文化局 市民文化振興室
業務委託名	プラチナ音楽祭2022運営業務委託
意見	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
内容	<p>委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。</p> <p>約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回と同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。</p>

対象部署	市民文化局 岡本太郎美術館
業務委託名	岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託
意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定され、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。</p> <p>予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。</p> <p>そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。</p>

対象部署	市民文化局 市民生活部企画課
業務委託名	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託
意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。</p>

	<p>予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。</p> <p>そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。</p>
--	--

対象部署	市民文化局 市民生活部企画課
業務委託名	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託
意見	契約方法の統一について
内容	<p>当該委託業務と同じアスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とした業務である、「川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務」が同じ年度である令和4年度に市民文化局の区政推進課において契約方法として一般競争入札を採用している。</p> <p>市内中小企業者への優先発注の徹底に関する庁内通知が発出されていることから、当該委託業務については市内中小企業者である業者を指名選定したとのことであるが、同内容の業務について同じ局内の他課では一般競争入札が行われていることから、今後は他課での実施状況を確認し、透明性及び公正性の点から一般競争入札が可能なものは一般競争入札の実施を検討することが望まれる。</p>

対象部署	市民文化局 区政推進課
業務委託名	川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務
意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。</p> <p>予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。</p> <p>そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手するこ</p>

	とによる積算の精緻化に努めることが望まれる。
--	------------------------

対象部署	市民文化局 戸籍住民サービス課
業務委託名	郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託
意見	積算根拠過程の文書化について
内容	<p>予定価格の算定にあたっては参考見積書を入手し、当該見積書を基礎として予定価格を算定している。予定価格算定の根拠資料である「郵送請求事務センター業務委託積算」を閲覧したところ、参考見積書の金額が 7,000,000 円であるのに対し、積算した予定価格は 9,000,000 円と 2,000,000 円の差異が生じていた。</p> <p>当該差異の原因について確認したところ、コロナ禍の折、人員の確保や電子部品の調達に不透明な部分があったことから、不調のリスクを低減するため、予算額の範囲内で余裕のある予定価格の積算をとっているとのことであった。</p> <p>差異原因については理解できるが、当該差異原因について積算根拠資料において記載がなされていない。本委託業務は一般競争入札であるが、競争入札において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものである。今後はそのような積算過程については可能な限り文書化し、予定価格の積算過程について、より明確なものとするのが望まれる。</p>

対象部署	市民文化局 戸籍住民サービス課
業務委託名	令和 4 年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
意見	業務完了届の統一について
内容	<p>委託契約は「令和 4 年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託」に関するもの 1 つであるが、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書については 2 つ作成されている。</p> <p>業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書が 2 種類作成されている理由であるが、個人番号カード交付センター運営委託料と情報化施策推進室から予算令達されたマイキー ID 設定支援委託料の科目が異なっていたため、分けて作成したとのことである。</p> <p>使用する科目が異なる場合でも、契約としては 1 本であり、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書も 1 つでよかったものと思われる。</p>

	業務効率化の観点からは、使用する科目によって作成する書類を分けることなく、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書は1つにすることが望まれる。
--	---

対象部署	市民文化局 協働・連携推進課
業務委託名	令和4年度若者の参加促進事業実施委託
意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。</p> <p>予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。</p> <p>そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。</p>

対象部署	市民文化局 協働・連携推進課
業務委託名	令和4年度若者の参加促進事業実施委託
意見	参加意向申出書の提出期間について
内容	<p>公募型プロポーザルにより業者を選定しているが、参加意向申出書の配布・提出期間が令和4年1月18日（火）から令和4年1月27日（木）と8営業日になっている。公募してきた業者も1者であり、多くの業者に参加してもらうためには、参加意向申出書の配布・提出期間について公募全体のスケジュールから、10営業日程度に設定してもよかったと思われる。</p> <p>今後同様の公募型プロポーザルにより業者を選定する場合には、より多くの業者に周知され、業者が業務内容を理解し、参加の意思決定ができるよう、参加意向申出書の配布・提出期間について検討することが望まれる。</p>

対象部署	市民文化局 協働・連携推進課
業務委託名	令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託

意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。</p> <p>予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。</p> <p>そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。</p>

対象部署	経済労働局 観光・地域活力推進部
業務委託名	川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託
意見	機密保持等に関する誓約書の入手について
内容	<p>当委託業務では、総合案内及び観光案内を委託するものであるが、総合案内では以下の業務を含んでいる。これらの業務は、受注者が直接個人情報を取扱うものではないものの、申請書等の記入方法の案内等の補助を行うことで個人情報を閲覧し、知りうる可能性がある業務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスコーナーの補助業務 <p>行政サービスコーナーにおいて、証明書発行案内、申請書の記入方法の案内等の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市バス乗車券発売所の補助業務 <p>市バス乗車券発売所において、乗車券購入案内、申請書等の記入方法の案内等の補助を行う。</p> <p>当委託業務をセキュリティ基準に照らすと、受注者が直接個人情報を取扱うものではないため個人情報の取扱いを伴う事務事業に該当しない可能性がある。しかし、受注者が個人情報を知りうる業務の場合には、個人情報を取扱う業務と同様に対応することが情報セキュリティの観点からは望まれる。当該契約では、個人情報を取扱う業務に添付する個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項は添付されていたことから、機密保持等に関する誓約書の提出を受けることが望ましいと考える。</p>

対象部署	経済労働局 都市農業振興センター農業振興課								
業務委託名	農商工等連携推進事業実施委託								
指摘	情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について								
内容	<p>受託者がフォーラムを企画、運営するとともに、川崎市が提供する過去の参加者一覧等に基づいて参加者の呼びかけを行う業務である。また、これまでのフォーラム開催後のアンケート結果等を参考に、農業者等、過去のフォーラム参加者を訪問し、抽出された課題の解決策を具体化するための他分野連携マッチングやアドバイスを行う業務もある。したがって、川崎市が以下の情報を受託者に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去のフォーラム参加者一覧（参加事業者名及び担当者氏名） ・過去のアンケート結果 <p>川崎市が提供する過去のフォーラム参加者一覧（参加事業者名及び担当者氏名）の情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報と考えられる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規定される書類等</th> <th>作成・提出状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機密保持等に関する誓約書</td> <td>ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。</td> </tr> <tr> <td>情報を貸与する場合の受渡票等の書類</td> <td>パスワード付きの名簿データを電子メール上で送信した記録、データ受信報告メールの日時が分かるデータを保存している。</td> </tr> <tr> <td>委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受</td> <td>上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。</td> </tr> </tbody> </table>	規定される書類等	作成・提出状況	機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。	情報を貸与する場合の受渡票等の書類	パスワード付きの名簿データを電子メール上で送信した記録、データ受信報告メールの日時が分かるデータを保存している。	委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。
規定される書類等	作成・提出状況								
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。								
情報を貸与する場合の受渡票等の書類	パスワード付きの名簿データを電子メール上で送信した記録、データ受信報告メールの日時が分かるデータを保存している。								
委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。								

	渡票等の書類	
	委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。
<p>川崎市では、情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。</p> <p>したがって、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合には、セキュリティ基準に基づき、情報を貸与する場合の受渡票等の書類を用いる必要がある。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成しなかった場合には委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。</p>		

対象部署	経済労働局 農地課
業務委託名	令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託
指摘	情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて
内容	<p>受託者が、川崎市の特定生産緑地の決定・変更などに基づき、川崎市統合型地図情報システム（以下「統合型GIS」という。）及び統合型GIS内サブシステムである「農地等管理システム」内の特定生産緑地レイヤ等のデータ更新を行うものである。</p> <p>したがって、川崎市が以下の情報を受託者に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体 ・公図のコピー（位置特定の参考情報） ・属性情報（区、番号、平米数）の紙媒体又は電子媒体 <p>川崎市が提供する特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅱに該当する情報と考えられる。そのため、セキュリティ基準に基づく以下の書類等を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。</p>	
	規定される書類等	作成・提出状況
	機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。
	情報を貸与する場合の受渡票等の書類	受渡票が作成・提出されている。
	委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票が作成・提出されている。
	委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記受渡票と委託業務完了届を合わせて代用している。
<p>情報の貸与及び委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票が作成され、担当者、確認者の署名・捺印はあるものの、資料提供日及び廃棄日が記載されておらず十分ではない。</p> <p>したがって、機密性区分Ⅱに該当する情報を貸与した場合には、受渡及び廃棄を確認した日付を記載することが必要である。</p>		

対象部署	経済労働局 公営事業部
業務委託名	川崎競輪開催業務等包括委託業務
意見	広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について
内容	<p>当委託業務には広報宣伝業務が含まれている。当委託業務の主要な目的の1つとして「市民に親しまれる競輪場の運営」を掲げており、市民や近隣地域の住民等の新しいターゲット層に訴求するためには、積極的な広報戦略が必要だと考えられる。しかし、現状では売上金額に対し一定率の委託費が支払われる契約になっており、広報宣伝費も委託費に含まれている。委託費には上限額が設定されているため、委託先が費用対効果の不確実な広報戦略を積極的に行い、先行して広報費を負担するインセンティブは生じにくいと推察される。</p> <p>市が競輪事業の収益の安定的な確保が課題と考えている中で、競</p>

	<p>輸事業にかかる広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について、継続的に検討することが望まれる。具体的には、委託先によりインセンティブが生じやすい契約形態とすることや、市が広報戦略を策定したうえで、現地での広報活動は委託することなどが考えられる。</p>
--	---

対象部署	経済労働局 北部市場
業務委託名	令和4年度北部市場污水处理場修繕業務委託
意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>当業務は、北部市場内で修繕が必要な污水处理場の更新及び修繕を数年かけて順次実施するものであり、令和3年度～令和5年度まで同一の業者へ委託している。なお、委託先は、北部市場の施設保守管理業務委託業務において、再委託を受けて污水处理施設の運転業務を担っている先と同一である。</p> <p>一般競争入札となっているが、污水处理施設の運転業務を担う先が継続して業務を提供している。また当該委託先からの参考見積書の金額を予定価格としており、他の入札者がいないため、川崎市において、契約金額の水準が市場と照らして妥当であるかが十分に検討できていない。他の業者からも参考見積書を入手するなどして、予定価格の算出にあたり金額の妥当性を検討することが望まれる。</p>

対象部署	経済労働局 消費者行政センター
業務委託名	川崎市消費生活相談員業務委託
意見	一者応募の改善について
内容	<p>当委託業務は令和2年度より公募型プロポーザル方式を行っているが、継続して現在の契約者一者のみの参加となっている。また、令和2年度以前は特命随意契約において現在の契約者と平成19年から平成31年まで継続して委託を行っていた。</p> <p>この点、市担当者によれば、本業務には消費生活相談員資格が必要であり、当該資格を所持している人材を確保している団体が限られていることから、他団体に公募参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。</p> <p>業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推</p>

	<p>進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。</p>
--	--

対象部署	経済労働局 労働雇用部
業務委託名	川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託
意見	一者応募の改善について
内容	<p>当委託業務は平成21年度より現在の契約者に委託を行っており、公募型プロポーザルへの応募も現在の契約者一者のみの参加となっている。</p> <p>この点、市担当者によれば、同様の業務を請け負っている団体は他にもあるものの、業務内容の規模が大きく引き受けが可能な団体が限られていることから、他団体に公募への参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。</p> <p>業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。</p>

対象部署	経済労働局 労働雇用部
業務委託名	川崎市生活文化会館管理運営委託
意見	一者応募の改善について
内容	<p>当委託業務は公募型プロポーザルへの応募が1者のみの参加となっている。</p> <p>この点、市担当者によれば、過去の公募実施時には複数の参加があったこともあるものの、直近の公募時には他に公募に参加した団体はないとのことであった。</p>

	<p>業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。</p>
--	--

対象部署	経済労働局 観光・地域活力推進部									
業務委託名	川崎じもと応援券（第2弾）発行運営業務									
指摘	情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について									
内容	<p>当委託業務において、応援券の購入申込の際に購入希望者がハガキや Web サイトに記載する氏名・住所・電話番号等は機密性区分Ⅰ、店舗が登録申込の際に提供する法人情報は機密性区分Ⅱに該当している。</p> <p>セキュリティ基準に基づくと、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報については以下の書類等を作成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">規定される書類等</th> <th style="width: 50%;">作成・提出状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機密保持等に関する誓約書</td> <td>ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。</td> </tr> <tr> <td>委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類</td> <td>受渡票等の書類は作成せず、メールで廃棄を確認している。</td> </tr> <tr> <td>委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしてい</td> <td>上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。</td> </tr> </tbody> </table>		規定される書類等	作成・提出状況	機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。	委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票等の書類は作成せず、メールで廃棄を確認している。	委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしてい	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。
規定される書類等	作成・提出状況									
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。									
委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票等の書類は作成せず、メールで廃棄を確認している。									
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしてい	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。									

	ないことの書面	
<p>川崎市では、委託業務終了後に機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を廃棄する場合の確認は受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。</p> <p>また、委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。</p> <p>したがって、委託業務終了後に機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を廃棄したことを確認はメールではなく、受渡票等の書類で行うことが望ましい。また、当委託業務では受渡票等の書類は作成していないため、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。</p>		

対象部署	環境局 施設部処理計画課
業務委託名	王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託
意見	決裁文書へ添付する資料の誤りについて
内容	<p>本業務は公募型プロポーザルによって業者選定を行っており、業者選定の企画提案書評価委員会開催にあたって、企画提案書評価委員会の開催通知、企画提案書評価委員会委員名簿、企画提案書評価委員会設置要綱等の関連書類を添付したうえで、回議書「王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託に係る企画提案書評価委員会の開催について（伺い）」において決裁を受けているが、添付書類の1つである企画提案書評価委員会委員名簿について、誤って過去（2018年）の名簿が添付されていた。その結果、回議書には企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている委員の所属と名簿の委員の所属が異なっている。</p> <p>実際に開催された企画提案書評価委員会には、企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている所属の委員が出席しており、業者選定に影響はないが、回議書に添付する資料は決裁の判断資料となり得るものであり、添付資料に誤りがないよう留意する必要がある。</p>

対象部署	環境局 生活環境部収集計画課																																																							
業務委託名	令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）																																																							
指摘	積算根拠資料の記載誤りについて																																																							
内容	<p>予定価格算定の根拠を記載した設計根拠を閲覧したところ、記載の一部に誤りが発見された。具体的には下図が設計根拠であるが、No.7、No.8の設計根拠が「No.8と同額」と記載されているが、これは「No.9と同額」の間違いであった。</p> <p>本委託業務は随意契約であるが、随意契約において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものであり、設計根拠の記載が不正確であれば予定価格算定の信頼性を損なう可能性もある。今回の記載誤りは予定価格に影響を与えるものではないが、予定価格算定の根拠である設計根拠の記載には誤りがないよう留意する必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>本数</th> <th>設計単価</th> <th>R4見積(1回目)</th> <th>設計根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収集運搬一式</td> <td>1</td> <td>180,000</td> <td>162,350</td> <td>R4X1.1(端数切り上げ)</td> </tr> <tr> <td>2 145R12</td> <td>20</td> <td>853</td> <td>775</td> <td>R4X1.1</td> </tr> <tr> <td>3 145/80R12</td> <td>10</td> <td>853</td> <td></td> <td>No.2と同額</td> </tr> <tr> <td>4 195/85R16</td> <td>4</td> <td>1,056</td> <td></td> <td>R3X1.1</td> </tr> <tr> <td>5 205/85R16</td> <td>371</td> <td>1,375</td> <td>1,250</td> <td>R4X1.1</td> </tr> <tr> <td>6 225/80R17.5</td> <td>52</td> <td>1,375</td> <td>1,250</td> <td>R4X1.1</td> </tr> <tr> <td>7 265/70R19.5</td> <td>6</td> <td>1,980</td> <td></td> <td>No.8と同額</td> </tr> <tr> <td>8 11R22.5 14PR</td> <td>10</td> <td>1,980</td> <td></td> <td>No.8と同額</td> </tr> <tr> <td>9 11R22.5 16PR</td> <td>30</td> <td>1,980</td> <td>1,800</td> <td>R4X1.1</td> </tr> <tr> <td>10 16.9-24 G-15A</td> <td>1</td> <td>16,500</td> <td>15,000</td> <td>R4X1.1</td> </tr> </tbody> </table>	No.	本数	設計単価	R4見積(1回目)	設計根拠	1 収集運搬一式	1	180,000	162,350	R4X1.1(端数切り上げ)	2 145R12	20	853	775	R4X1.1	3 145/80R12	10	853		No.2と同額	4 195/85R16	4	1,056		R3X1.1	5 205/85R16	371	1,375	1,250	R4X1.1	6 225/80R17.5	52	1,375	1,250	R4X1.1	7 265/70R19.5	6	1,980		No.8と同額	8 11R22.5 14PR	10	1,980		No.8と同額	9 11R22.5 16PR	30	1,980	1,800	R4X1.1	10 16.9-24 G-15A	1	16,500	15,000	R4X1.1
No.	本数	設計単価	R4見積(1回目)	設計根拠																																																				
1 収集運搬一式	1	180,000	162,350	R4X1.1(端数切り上げ)																																																				
2 145R12	20	853	775	R4X1.1																																																				
3 145/80R12	10	853		No.2と同額																																																				
4 195/85R16	4	1,056		R3X1.1																																																				
5 205/85R16	371	1,375	1,250	R4X1.1																																																				
6 225/80R17.5	52	1,375	1,250	R4X1.1																																																				
7 265/70R19.5	6	1,980		No.8と同額																																																				
8 11R22.5 14PR	10	1,980		No.8と同額																																																				
9 11R22.5 16PR	30	1,980	1,800	R4X1.1																																																				
10 16.9-24 G-15A	1	16,500	15,000	R4X1.1																																																				

対象部署	健康福祉局 地域包括ケア推進室
業務委託名	基幹相談支援センター運營業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）
意見	変更契約の締結時期について
内容	<p>本委託契約では、契約額について90,000円増額の変更契約を締結している。変更理由は相談員1名が令和5年1月に相談支援専門員資格を取得したため、基幹相談支援センター運營業務委託仕様書「15 委託料の追加支払について」の規定に基づき、当該職員が相談支援専門資格を取得した日の属する月から相談支援専門員資格加算を算定することとし、当初支払額から不足する分を追加支払するためである。</p> <p>変更事由が生じたのは令和5年1月であるが、変更契約が締結されたのは委託業務期間の最終日である令和5年3月31日となっている。その理由としては、年度途中の資格取得や欠員等が頻繁に生じる可能性があり、その都度変更契約を締結するのは煩雑であるか</p>

	<p>らとのことである。</p> <p>このように都度の変更契約締結は煩雑だとしても、変更事由が生じた場合には速やかにその内容を契約内容に反映させることは、契約相手方との法的なトラブルが生じるリスクを回避するうえでも重要と考える。</p> <p>今後は変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することを検討すべきと考える。</p>
--	---

対象部署	健康福祉局 生活保護・自立支援室
業務委託名	川崎市自立支援センター日進町管理運営委託
意見	選考委員会設置要綱の改定について
内容	<p>本業務は公募型プロポーザルによって業者選定を行っており、業者の選定にあたり「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会」が開催されている。また、当該選考委員会の運営について必要な事項は「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会設置要綱」において定められている。</p> <p>当該設置要綱を閲覧したところ、選考委員会の委員について、実際の選考委員会の委員とは異なる記載となっていた。具体的には設置要綱では「川崎区役所保健福祉センター所長若しくは副所長（福祉事務所長を充職とする者）」と規定しているところ、実際に開催された選考委員会の委員は「川崎区役所地域みまもり支援センター所長」であった。相違している理由は平成 31 年度に保健福祉センターは地域みまもり支援センターに改称されているためである。</p> <p>設置要綱で委員を規定している趣旨としては、業者選定に際し、適切な判断ができる知見・経験を有する人物を選考に関与させることで、業者選定の公正性・適切性を担保するためである。本業務における設置要綱の記載との相違理由は組織改称であり、実際に開催された選考委員会では適切な人物が選考委員として関与しているため、実質的に業者選定の公正性・適切性に影響を与えるものではないが、設置要綱で規定する選考委員と異なる人物が選考に関与するリスクを回避するため、組織改称も含めた設置要綱の改定が必要な事象が生じた場合には速やかに改定を行うことが望まれる。</p>

対象部署	健康福祉局 生活保護・自立支援室
業務委託名	令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛(分館含む。)設置及び管理運営委託
意見	予定価格の積算根拠の検証について
内容	<p>本委託業務の予定価格の積算根拠を閲覧したところ、下野毛土地建物リース料として30,000,000円が計上されていた。当該リース料は、本委託業務において使用する891.35㎡の土地と約50人が寝泊まりできる570.38㎡の建物を1年間確保するための費用であり、土地及び建物については、受託先が所有しているため、リース料は平成28年度に受託先と協議のうえ決定した金額とのことである。</p> <p>平成28年度に受託先と協議した際の資料を確認したが、リース料については市側で独自の積算が行われており、定員50人を前提に1人あたり家賃額は生活保護における住宅扶助基準額を基礎に積算が行われている。積算額としての年間賃料は29,826,000円となっている。</p> <p>このように積算根拠のリース料については受託先との協議により30,000,000円として、これを委託料全体の積算額に含め、予定価格を算定しているが、リース料のみに着目すると、積算額としての年間賃料29,826,000円を上回る30,000,000円が委託料全体の積算額を算定する際の金額として使用されており、敷地内の駐車スペースやプレハブ倉庫、緊急時に使用する個室などの確保に要する費用を含んだ金額であるとのことであるが、積算額として適切な金額なのか疑問が残る。</p> <p>年間賃料29,826,000円は平成28年度における業者とのリース料を交渉する際の見積に過ぎず、予定価格の算定基礎ではないと言えるが、見積額を上回る30,000,000円が積算根拠として使用されている点には違和感があるので、次回予定価格積算時には再度年間賃料の積算を行い、積算に使用している現状の30,000,000円が積算額として適切な金額なのか検証を行う必要があると考える。</p>

【積算根拠】		
	R4予算	備考
委託料	150,058,000	
本館(定員49人)	114,863,250	
人件費(基本給+賞与)	43,075,000	
施設長(常勤)	5,800,000	相談業務5年以上
主任生活相談指導員(常勤)	5,500,000	
生活相談指導員(常勤)3人	13,800,000	1人は社会福祉士
事務員(常勤)	3,300,000	
生活相談指導員(非常勤)	3,000,000	
看護師(非常勤)	858,000	
宿直専門員(非常勤)	10,817,000	夜間及び休日勤務
光熱水費	5,526,000	
運営費	6,920,000	消耗品費、清掃等委託費、車両費、通信費、保険料等
事業費	28,592,250	
給食費	18,779,250	1,050円×365日×49人
保健衛生費	823,000	検診費、医薬品
日用品費	7,154,000	400円×365日×49人
寝具借上げ費	1,836,000	49人+宿直2人=51床 3,000円×51床×12月
求職交通費	550,000	
下野毛土地建物リース料	30,000,000	
分館(定員8人)	17,530,920	
生活相談指導員(常勤)	4,500,000	
光熱水費	884,160	
運営費	1,317,760	消耗品費、車両費、通信費、保険料等
給食費	3,796,000	1,300円×8人×365日
医薬品	7,000	一般家庭常備薬セット
日用品費	1,168,000	400円×8人×365日
寝具借上げ費	288,000	3,000円×8床×12月
求職交通費	50,000	
分館使用料	5,520,000	57,500円(管理費込み) / 月×8室×12月
ホテル借上げ	8,677,880	
相談支援員(非常勤)	3,000,000	
通信費	36,000	
宿泊料	3,707,000	5,500円×674泊
給食費	876,200	1,300円×674人
日用品費	269,600	400円×674人
消費税	788,880	
訪問型自立支援住宅	1,744,500	
光熱水費	120,000	
事業費	140,000	クリーニング代、通信費、消耗品費
給食費	474,500	1,300円×365日
日用品費	146,000	400円×365日
寝具借上げ費	36,000	3,000円×12月
物件賃借料等	828,000	57,000円 / 月×12月 更新料等
事業管理費	7,441,523	土地建物リース料・分館使用料を除く委託料×7%程度

対象部署	こども未来局 保育事業部保育第2課
業務委託名	おなかま保育室事業委託契約
指摘	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
内容	<p>当委託契約は、認可外保育園として児童を保育する業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務であり、委託先が取扱う情報は、セキュリティ基準における機密性区分Iに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>委託先が業務上知り得た情報を業務目的外で利用しないよう、さらには情報の流出を行わないように、セキュリティ基準で定められている書類について委託先から提出を受ける必要がある。</p>

対象部署	こども未来局 こども家庭センター														
業務委託名	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託														
意見	過去の実績を基礎とした予定価格の算定について														
内容	<p>当委託契約は、児童虐待等の通報受付、相談対応業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務である。また、直近3年間の相談件数及び契約金額は以下のとおりであるが、仕様書では相談想定件数は5000件程度とされており、令和4年度川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託事業者募集要項に記載の参考価格は相談想定件数5000件に基づいた金額算定となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>2,858件</td> <td>2,972件</td> <td>2,546件</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>27,500千円</td> <td>27,500千円</td> <td>27,500千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考価格（予定価格）の算定に当たっては、重大な虐待事故事案等の防止のため、24時間365日、確実な相談・通告受理体制を確保し得る推定件数に基づくべきであるが、過大な見込みとはならないよう、過去の実績を考慮して毎年十分に精査することが必要である。</p>				令和2年度	令和3年度	令和4年度	相談件数	2,858件	2,972件	2,546件	契約金額	27,500千円	27,500千円	27,500千円
		令和2年度	令和3年度	令和4年度											
	相談件数	2,858件	2,972件	2,546件											
	契約金額	27,500千円	27,500千円	27,500千円											

対象部署	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当		
業務委託名	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託		
意見	一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について		
内容	<p>当該業務は、平成30年度から委託を開始した。開始当初から公募型プロポーザル方式であったものの、これまでも株式会社パソナのみが参加している。業務の性質上、児童に対する継続的な支援が重要であることから、事業を利用する児童それぞれに、委託事業者職員が担当制で対応すること、また、年度をまたぐ場合も担当を変更することはなく、継続的な支援を行うことに努めている。</p> <p>当該業務のように、一定の期間、継続することが重要な業務では、委託先が頻繁に変更されることは利用者にとって有益ではない一方で、委託開始当初から現在の委託先1社しか参加者がいない現状は、当該委託先が受注しなかった場合に業務継続性が危ぶまれる状況である。こうした契約に対して、長期継続契約を締結する方法や他の受託可能事業者をあらかじめ探しておくなど、事業継続性を検討することが必要である。</p>		

対象部署	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
業務委託名	子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託
指摘	特定業務委託契約における台帳の未入手について
内容	<p>当委託契約は、予定価格が 10,000 千円以上の業務委託であり、電算関連業務・データ入力の業種・種目に該当する契約であることから、特定業務委託契約に該当する。</p> <p>特定業務委託契約に該当する場合、対象労働者ごとの作業報酬と基準額を比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認するために、対象労働者の労働時間、作業報酬等を記載した市の指定様式による台帳を作成し、市に提出することを「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き（以下「特定業務委託契約手引き」という。）では求められている。しかし、当該契約では台帳の作成、提出を受けていない。</p> <p>特定業務委託契約手引きに基づき台帳の提出を受ける必要がある。</p>

対象部署	まちづくり局 計画部都市計画課
業務委託名	川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託
指摘	借用書の返納時欄の記載漏れについて
内容	<p>当該業務では市から業者に対して物品（斜め写真データ HDD）を貸し付けている。委託業務期間中の貸与物品については、委託仕様書の第 6 条で貸与資料に関する記載があり、亡失等がないよう厳重な管理を行わなければならない旨が記載されているため、借用書を作成し、委託業務終了後に物品の返還を受けた場合には借用書の返納時欄に、返還を受けた日付と担当者名の記載及び押印を行うことが要求されている。</p> <p>借用書を確認したところ、返納時欄の記載が空欄となっていた。貸与物品については確かに返還を受けたとのことであるが、返還を受けた証跡として返納時欄への記載を漏れなく実施する必要がある。</p>

対象部署	建設緑政局 自転車利活用推進室
業務委託名	自転車等保管所管理運営業務委託
指摘	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
内容	川崎市情報セキュリティ基準の 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導には以下の記載がある。

	<p>カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。</p>
	<p>当委託業務では機密性区分Ⅰの情報を業者が取得しているが、情報の複写及び複製をしていないことについて、口頭による確認のみであり、書面による確認は行われていない。</p> <p>情報漏えいのリスクや情報が悪用されるリスクに対応するため、情報の複写及び複製をしていないことについて、セキュリティ基準にもとづき書面で確認する必要がある。</p>

対象部署	川崎区役所 地域ケア推進課
業務委託名	令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託
指摘	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
内容	<p>当委託業務の契約書には「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」が設けられており、個人情報の適正管理等について定めている。業務で委託先に提供する情報には機密性Ⅰ（個人に関する情報。特定個人情報は含まない）の情報が含まれるが、申請者（依頼元）から委託先への直接提供となり、委託先が個人情報にかかる紙媒体の返却や資料の廃棄を適切に行っているか否かに関する川崎市の確認は口頭にとどまっている。</p> <p>また、「川崎市情報セキュリティ基準」において、「情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う」こととされているが、書面での確認は実施していない。</p> <p>委託先は、通訳・翻訳のボランティアを広く利用していることから、個人情報が漏洩するリスクや悪用されるリスクが一定程度あるものと推察される。個人情報にかかる紙媒体の返却、資料の廃棄及び複写・複製等をしていないことについて、契約書の特記事項ないし「川崎市情報セキュリティ基準」に準拠し、今後は委託先から書面で確認する必要がある。</p>

対象部署	中原区役所 地域ケア推進課
業務委託名	令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託
指摘	書類の名称誤りについて
内容	委託業務の完了後に仕様書に記載された事項が適切に履行されたかどうかを確認し、その結果を記載した検査確認書を作成するこ

	<p>とになっているが、履行確認の結果、作成した書類の名称が業務完了報告書となっていた。</p> <p>検査確認書は履行確認の結果を記載する重要な書類であり、適切な名称に修正する必要がある。</p>
--	---

対象部署	中原区役所 衛生課
業務委託名	令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託
意見	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
内容	<p>委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。</p> <p>業務日程表の提出を受けていない理由としては、当該委託業務は1年に1回(例年3月頃)の点検業務のため、点検前に担当者と委託業者で日程調整を行っていることから、当該日程調整が業務日程表の提出に代替するものであると判断していることによるものである。</p> <p>約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回と同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。</p>

対象部署	中原区役所 まちづくり推進部地域振興課
業務委託名	なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託
意見	変更契約の締結時期について
内容	<p>当該委託業務については、途中で委託業務の内容に「映像オペレータの手配 イベント会場の映像オペレータを手配すること」が追加されたことから変更契約が締結されているが、変更契約日は令和4年12月9日となっており、イベント開催日の令和4年9月23日より後の日付となっている。</p> <p>追加の業務内容については川崎市と委託先との間で口頭による合意はなされており、イベント開催日に履行されない可能性は低いとも言えるが、変更契約書において追加の業務内容を明確にし、イ</p>

	<p>ベント開催前に変更契約を締結しておくことが委託先の履行義務及び責任を明確にするという点でも望ましいと考える。</p> <p>変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することが望まれる。</p>
--	---

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託
指摘	再委託の事前申請について
内容	<p>本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。</p> <p>契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。</p> <p>当該規定が設けられている趣旨は、再委託先の履行能力、再委託業務の範囲等を確認することで、再委託によって委託業務が適切に履行されないリスク、本業務委託の品質を確保できないリスク、再委託先による情報漏えいリスク等を回避することにある。また、本案件の契約方法は特命随意契約であるが、業務の全部が一括して再委託されていた場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じる。</p> <p>このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託
指摘	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
内容	<p>本業務は個人情報を取り扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。</p> <p>委託先に個人情報の適切な取り扱いを遵守させるためには、「個</p>

	<p>個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を契約書に添付し、当該特記事項に記載されている事項の遵守をお願いすることが重要である。</p> <p>個人情報を取り扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。</p>
--	---

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託
指摘	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託
指摘	情報資産の受渡管理について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 <p>委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、</p>

	セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。
--	--

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託
指摘	再委託の事前申請について
内容	<p>本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。</p> <p>契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。</p> <p>当該規定が設けられている趣旨は、再委託先の履行能力、再委託業務の範囲等を確認することで、再委託によって委託業務が適切に履行されないリスクを回避することにある。また、本案件の契約方法は特命随意契約であるが、業務の全部が一括して再委託されていた場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じる。</p> <p>このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託
指摘	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
内容	<p>本業務は個人情報を取り扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。</p> <p>委託先に個人情報の適切な取り扱いを遵守させるためには、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を契約書に添付し、当該特記事項に記載されている事項の遵守をお願いすることが重要である。</p>

	<p>個人情報を取り扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。</p>
--	---

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託
指摘	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託
指摘	情報資産の受渡管理について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 <p>委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託
指摘	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託
指摘	情報資産の受渡管理について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 <p>委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。</p>

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	事業用操縦士限定変更訓練（B K 1 1 7）業務の委託
指摘	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。</p>
----	---

対象部署	消防局 航空隊
業務委託名	事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託
指摘	情報資産の受渡管理について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 <p>委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。</p>

対象部署	消防局 指令課
業務委託名	消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託
意見	一者応募の改善について
内容	<p>当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成31年から継続している。この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者</p>

	<p>は限られるとの回答があった。</p> <p>業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。</p>
--	--

対象部署	消防局 指令課
業務委託名	消防業務用無線機（陸上移動局）その3 保守点検業務委託
意見	一者応募の改善について
内容	<p>当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成 28 年から継続している。</p> <p>この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。</p> <p>業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。</p>

対象部署	消防局 救急課
業務委託名	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託
指摘	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出し</p>

	<p>てもらわなければならないが、提出を受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機密保持等に関する誓約書 ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面 <p>委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。</p>
--	--

対象部署	消防局 救急課
業務委託名	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託
指摘	情報資産の受渡管理について
内容	<p>本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類 ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類 <p>委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。</p>

対象部署	消防局 救急課
業務委託名	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託
指摘	委託業務完了届の記載誤りについて
内容	<p>本業務は各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習の委託であり、毎月、講習の実施回数が記載された委託業務完了届が委託業者から提出され、検査確認後、委託料の支払いが行われているが、令和4年5月6日に提出された令和4年4月分の委託業務完了届の講習実施回数、受講者数の記載の欄が令和3年度という表記になっていた。</p> <p>記載されている講習実施回数、受講者数は令和4年4月の実績数</p>

	<p>値であり、単純に年度の誤りとのことであるが、委託業務完了届の提出をもって検査を行い委託料の支払いが行われるという点では、委託業務完了届は業務が完了したことの報告に関する重要な書類であると言える。</p> <p>委託業務完了届の記載誤りについては、委託業者に修正を求める必要がある。</p>
--	---

対象部署	消防局 救急課
業務委託名	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託
意見	一者応募の改善について
内容	<p>当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成 29 年から継続している。</p> <p>この点、市担当者によれば、他に見積依頼を行った業者からは「講習の指導経験がある応急手当指導員の確保が難しい」との理由で応募を断られたとの回答があった。</p> <p>業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。</p>

対象部署	消防局 救急課
業務委託名	A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託
意見	複数業者からの参考見積書の入手について
内容	<p>予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。</p> <p>予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反</p>

	<p>映することが困難となる可能性がある。</p> <p>そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。</p>
--	--

対象部署	教育委員会事務局 教育環境整備推進室
業務委託名	学校小荷物専用昇降機保守点検業務
意見	最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について
内容	<p>小荷物専用昇降機を含むエレベーターの維持管理業務は、市が定める業種・種目における施設維持管理業務のエレベーター保守点検にあたり委託業務に該当する。委託業務における最低制限価格設定対象業務は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領で定められているが、エレベーター保守点検は対象に含まれていない。</p> <p>そのため、本業務の落札率（入札価格/予定価格）は、Aブロックが56.7%、Bブロックが54.5%、Cブロックが56.1%と低くなっているが、入札自体は有効なものとして成立している。</p> <p>最低制限価格制度の趣旨としては、落札となるべき入札価格が著しく低価格である場合には、契約の履行が不確実になる可能性もあり、不測の損害を被る恐れや品質の低下を招く可能性があることから、これを防止することにある。本業務の目的・趣旨は、仕様書の冒頭にある通り「川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う」ことであり、一定の品質が保証される必要がある。実際に神奈川県ではエレベーター保守管理委託を最低制限価格制度が適用される業務に含めている。</p> <p>以上から、エレベーター保守点検についても、業務所管課において最低制限価格制度の適用の必要性について事実確認を行ったうえで、制度所管部署と連携しながら検討することが考えられる。</p>

対象部署	教育委員会事務局 学校教育部指導課
業務委託名	川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）
指摘	委託仕様書で定められた証明書類の未入手について
内容	<p>本委託業務はスクールバスの運転の委託であり、受注者は自動車保険（任意保険）に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない旨が委託仕様書において受注者の責務として定められているが、当該証明書類が入手されていなかった。</p>

	<p>た。</p> <p>スクールバスの運転の委託という性質上、受注者が保険に加入していることの確認は重要である。委託仕様書の記載に従い事前に保険内容に関する証明書類を入手する必要がある。</p>
--	--

以上